

宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入に係るパブリックコメント実施結果について

- 1 実施期間 令和5年8月1日（火）から令和5年8月21日（月）まで
- 2 提出方法 市公式ホームページ応募フォーム、電子メール、郵送、FAX、提言箱への投函、持参
- 3 意見提出者数 13件（応募フォーム2人）
- 4 意見・提言の要旨と回答

※ ご意見は、内容の趣旨を損なわない程度に要約しました。

※ 固有名詞など、個人名などが特定される記載や情報については、公表を差し控えます。

No.	意見・提言の要旨	意見・提言への回答等
趣旨		
1	名称について、日本の制度であるからには、「パートナーシップ」という曖昧な印象を与える外来語ではなく、日本語でふさわしい名称をつけるべきではないか。	平成27年度に渋谷区が導入したことから始まった「パートナーシップ制度」は、すでに全国に広がっており、認知度が高いと考え、この名称を使用することとしました。
概要		
2	本制度は「婚姻制度とは別物だが、対象カップルを婚姻相当と認めるもの」か。違うのであれば「婚姻相当」等と称する報道は誤りであり、偏見を助長するものである。市として報道に対し厳しい対応を取るべき。	本制度は、宮古市で規定する要綱に基づき実施するものであり、婚姻制度とは異なり、法的効力は生じません。報道関係をはじめとする民間事業者等や市民の皆様への周知においては、本制度に法的効力はないことも含め周知を図りたいと考えます。
3	「制度の趣旨が十分に理解され、社会活動において尊重されるよう、市民及び事業者への周知啓発に努める」とあるが、婚姻相当でもないのに婚姻相当の扱いを市民等に求めるのは不当である。周知啓発の際にはご留意いただきたい。	
対象者		
4	性的マイノリティではない男女事実婚カップル等も対象とするのはとても良い。同性カップルも異性カップルも対等・平等に扱われる制度設計にしてこそ、多様な性に関する市民の理解もよりおすすめることができ、性的マイノリティ当事者にとってもプラスになると思う。	そのとおりと考えております。

No.	意見・提言の要旨	意見・提言への回答等
5	<p>現在の婚姻制度を利用することができない方や性的マイノリティーの方の困難や生きづらさの軽減をはかるために、あらゆる立場の人々の多様性を認め合う社会の実現を目指す制度ならば、対象を2人に限定するのは、複数人が合意の上で性愛関係を築く「ポリアモリー」に対する差別・蔑視につながることであり、そのような規定は削除し、複数人とパートナーシップを結べるようにすべきと考える。</p>	<p>本制度は、現行法では婚姻関係となることはできないが、実際の日常生活において、ともに連れ添って生活をしているパートナーとしての2人が、「社会的に認められている」という安心感をもって生活することを支援しようとする制度を目指しており、困難や生きづらさの軽減を図る一助にさせていただこうとするものです。</p>
6	<p>近親婚禁止規定のせいで、法律婚可能な近親者同士の夫婦までもが差別・偏見を受けている現実がある。現在の婚姻制度を利用することができない方の困難や生きづらさの軽減をはかるため、あらゆる立場の人々の多様性を認め合う社会の実現を目指す制度であるなら、近親者排除の規定は全削除すべき。</p>	
7	<p>パートナー制度利用者を18歳以上の成年に限っているが、パートナーシップも未成年に開放すべきではないか。民法改正により16・17歳の女子が婚姻不可となり、妊娠・出産しても子の父親と婚姻できずシングルマザーにならざるを得ない状況も発生している。ファミリーシップの自己決定年齢に倣ってパートナーシップも15歳以上とするのがふさわしいのではないか。</p>	<p>本制度は、現在の婚姻制度を利用することができない方や性的マイノリティーの方の困難や生きづらさの軽減をはかるために定めるものであり、社会的なニーズに応じて実施するものです。</p>
8	<p>ファミリーシップ制度の導入について、虐待の有無の確認もなく公的機関がそのような証明を出すことは、かえって当事者を苦しめ傷つけることになりかねない。また、“舅”や“姑”まで1枚の公文書にまとめることは、多様性尊重と逆行する、家父長制強化に繋がりがかねない。パートナー関係を証明するだけで親や子との関係性もある程度示せるので十分ではないか。</p> <p>また、パートナーの子を自分の子として真摯に養育したいなら、養子縁組を目指すべき。自治体がカップルの子育てを支援するなら、法的効力がないファミリーシップ制度ではなく、養子縁組の支援など、実効性のある支援を行うべきではないか。</p> <p>ファミリーシップ制度は、法的効力がほぼないにも関わらず、あたかも実親のパートナーにまで親権があるかのように誤認させかねず、問題の大きいものとする。</p>	<p>ファミリーシップ制度のご利用は任意であり、本制度をご利用いただくにあたっては、法的な実親、実子の関係を結べるものではないことについて十分な説明に努めます。市民の皆様へも周知します。</p>

No.	意見・提言の要旨	意見・提言への回答等
宣誓の方法		
9	10日前という制限を設けずに当日でも可能にするべきだと思う。	利用する皆様のプライバシーへの配慮と日程の確保、本制度に規定する要件について虚偽の申請を防ぎ十分な確認を行うため、一定の日数を必要といたします。
周知啓発		
10	<p>要綱に積極的な情報公開を行うことを盛り込み、開示できる情報は市ホームページ等であらかじめ公開していただきたい。</p> <p>また、制度導入後は、制度の利用者数を戸籍上の性別ごとに分類して公開し、全利用者が戸籍上同性カップルであると誤認させるような報道などを防ぎ、男女事実婚カップルも制度を使いやすい環境を整えることが必要と考える。</p>	利用者のプライバシー保護の観点から、本制度の利用者数のみを定期的に公表する予定としております。
その他		
11	多様性については世間の価値観等の変化の激しい事柄であり、本制度についても、導入後も積極的に見直し、より良い方向に発展させていく必要があると考える。そのため、要綱に「3年後を目途に見直し改正する」等、近未来の改正について明記していただきたい。	社会情勢の変化を踏まえて、期限を区切ることなく、必要に応じて見直しに努めてまいります。
12	性的マイノリティ等の困難や生きづらさの軽減をはかるため、といいながら、本パブリックコメントが住所・氏名・電話番号必須というのは矛盾ではないか。市役所に知人が勤めている人も多い中、これでは地元で“クローゼット”で暮らしている当事者は意見を送られない。他自治体では性的マイノリティに関するパブリックコメントでは個人情報の記載を任意とする例も増えていることから同様の対応を願いたい。	<p>パブリックコメントは、市民の皆様により市の計画の策定などにご意見を寄せることで、市政の意思決定に「参画」していただくための手続きです。そのため、無用な誹謗中傷など、無責任な意見提出を抑制し、善意の意見に効率的に取り組むため、提出者の氏名・住所は必須事項としております。</p> <p>提出者の情報は外部不開示であり、担当部署内限りで管理します。</p>
13	ありがとうございます。 宮古市を多様性のある街にしていきましょう！	ご意見ありがとうございます。